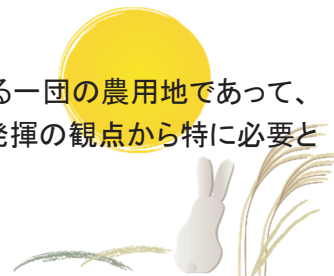


今月号は、「よくある質問」をまとめてみました！

Q1 市街化区域内農用地や農振白地農用地は対象となるのか？

1. 農地維持支払の対象農用地は、水路・農道等の施設と一体となって保全が図られる一団の農用地であって、農振農用地区域内の農用地及び山口県の要綱基本方針において、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められた場合にあっては、交付対象としている。
2. 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域内の農用地に限定している。



Q2 農村公園、公民館等の農村コミュニティ施設の保安全管理活動に農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を充当してもよいのか？

1. 活動指針に位置付ける「活動項目」としては、農村公園、公民館等の清掃活動そのものは対象外である。ただし、例えば、農用地、開水路、農道等と一体となって農村景観を構成しており、かつ、これらの資源に対する活動と一体となって行うことが適切と判断される場合は本支払の対象となり得る。
2. また、農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動の活動項目のひとつである「畦畔・農地法面等の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生の影響を考慮して、農用地周辺の農村公園等の共同活動を行うことは可能である。

Q3 河川や県道などの管理者が決められている施設で法面の草刈りなどの活動を行うことは可能か？

1. 管理者が決まっている施設の管理については、管理者が行うことが大前提である。しかしながら、地域の慣行として農地・農業用水路等の資源を保安全管理と一体的に実施しているものについては対象とすることも可能である。ただし、活動の実施にあたっては、管理者に相談されたい。

Q4 機械は分割払いで購入してもいいのか。また、その際に発生する利息について、多面的機能支払交付金の使途の対象としてとしてよいか？

1. 分割払いで購入することができる。また、利息についても多面的機能支払交付金の使途の対象となる。
2. なお、購入する際には、機械の使用回数、使用期間、価格、レンタルした場合の条件などを考慮し、活動組織内で協議の上、購入を判断することが必要である。
3. また、年度をまたがって分割払いをすることも可能である。



Q5 農地中間管理機構が借り受けている農用地は、交付対象農用地になるか？

1. 機構が借り受けた農用地が、共同活動により管理される水路・農道等施設と一体となって保全される農用地であれば、当該農用地は交付対象農用地となる。
2. ただし、当該農用地に係る共同活動に対して、機構から委託費又は金銭が支払われる場合、国費の2重払いとなるため、交付対象外となる。
3. 国費の2重払いが生じないように調整するものとする。

Q6 事業計画に添付する「活動計画書」の作成について、交付金を充ててもよいのか？

1. 事業計画に添付する「活動計画書」のについては、事業計画の認定申請に係る、要件をクリアしているかどうかを判断するための書類(申請書類の添付書類)であることから、その作成に対して交付金を充てることはできない。
2. 一方、「年度活動計画の策定」等については、交付金を充当しても構わない。



Q7 資源向上活動に取り組む際の施設管理者との工事に関する確認書の締結にあたり、機能アップを求められた場合、資源向上活動で対応することは可能か？

1. 素掘り水路からコンクリート水路への更新等、施設の長寿命化を図る際に機能向上を伴う活動についても支援対象としているが、この場合、施設管理者との調整が必要である。



Q8 資源向上支払(長寿命化)の対象経費である「積立費用」とは、具体的にどのようなことか？

1. 資源向上支払(長寿命化)の取組は、毎年度実施する必要があるが、その上、地域共同で保全管理する施設を補修・更新するために必要な経費を計画的に積み立てることも可能としている。
2. ただし、あくまでも地域の共同活動として、毎年度、施設の長寿命化のための活動を実施することが本支払の趣旨であり、積立額が交付金の大半を占めるようなことにならないよう、活動組織は市町とよく相談の上、活動計画を策定することが必要である。

Q9 日当について、活動記録を省略し、交付金を構成員が所有する農地面積に応じて配分する方式をとることは可能か？

1. 多面的機能支払交付金は、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行うものであるため、活動記録を行わず、構成員が所有する農地面積の割合に応じて交付金を分配する方式は不可能である。
2. ただし、すべての活動について構成全員が一同に集まって活動することが難しく、これまでも地域資源の保全管理を地域の役割分担に基づいて活動する日時や範囲を分けて行っており、農地面積あたりの作業量を勘案して支払うことが妥協な場合は、地域の平均的な日当等の実例に基づき単位面積あたりの活動に要するコストを算出した上で、農地面積あたりの作業量を勘案して日当を支払う方式も構成員の合意により、可能である。(ただし、この場合も活動の記録は必要。)



Q10 活動中の物損事故について、その復旧費は交付金の対象となるのか？

1. 可能である。
2. ただし、活動実施中に事故が発生することが想定される場合は、あらかじめ保険に加入することを推奨する。

Q11 自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は交付金の返還を免除することとなっているが、具体的にどのような理由が該当するのか？

1. 「自然災害その他やむを得ない理由」は、ケースごとに国と当該地方公共団体が協議して判断することとなる。
 - ① 豪雨、洪水、地震等により計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合。
 - ② 希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合。
 - ③ 害虫の異常発生により、計画段階で予定した農村環境保全活動の植生による水質保全ができなかった場合。
 - ④ 湧水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境保全活動の生態系に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかった場合には、外部条件の変化によるものであり「やむを得ない理由」に相当すると想定される。
2. また、対象農用地について、土地収用法に基づき収用若しくは使用を受けた場合や、農業用施設用地等とした場合も同様に「やむを得ない理由」に相当する。
3. なお、耕作者の死亡に伴う対象農用地の減少も「やむを得ない理由」に該当するが、本支払は、地域が共同で農地・農業用水路等の資源を保全管理するものであるため、農業者が死亡し、耕作が継続できない農用地であっても、相続人の了承があれば遊休農地発生防止のための保全管理などの共同活動を行うことは可能であることから、相続人も含め当該農用地の取扱いについて、地域内で話し合っていたきたい。

※ 詳細につきましては、必ず市町担当者にご相談願います！



編集・発行：〒753-0079 山口市糸米 2-13-35 (県土連ビル 1F)

山口県日本型直接支払推進協議会

TEL 083-933-0755

FAX 083-933-0756

<http://www.tamenteki-yamaguchi.jp>